【参考】

別添1（第10関係）

入 札 公 告

下記のとおり建設工事に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の６の規定により公告する。

年　月　日

（発注機関の長）

記

１　競争入札に付する事項

(1) 工　事　名

(2) 事　業　名

(3) 路線(河川)名

(4) 工 事 場 所

(5) 工　　期

(6) 工 事 概 要

(7) 予 定 価 格　　落札者決定後公表

（予定価格に110分の100を乗じて得た価格）　（ 落札者決定後公表 ）

(8) 適 用 制 度　最低制限価格制度 又は 低入札価格調査制度 を記載

２　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく（元号）〇〇・〇〇年度の下記の建設工事の種類における等級区分に係る入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

建設工事の種類		等級区分	
事業所の所在地に関する事項			
施工実績に関する事項			
会社の工事成績に関する事項	工事種類別に条件を設定		
配置技術者に関する事項			
設計業務受託等の関連に関する事項			
その他の事項	条件付一般競争入札公告共通事項書（建設工事）2に示す事項		

【参考】

3　契約条項を示す場所及び期間

閲 覧 場 所 ： ○○土木事務所（○○市○○町○番○号）

閲 覧 期 間 ：　　年　月　日から　　年　月　日まで

（ただし、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。）

4　入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
設計図書閲覧及び貸出	年　月　日から 年　月　日まで	宮崎県公共事業情報サービス(※1)で閲覧・ダウンロード可 ○○土木事務所で閲覧・貸出(※2)
質問の受付	年　月　日から 年　月　日XX:XXまで	○○土木事務所へ宮崎県電子申請システムで行うこと。入札書受付開始日の前日の正午までに回答がない場合は、同日の午後3時までに、必ず、電話にて確認をしてください。 （○○土木事務所入札質問受付フォーム） *※URLを記載*
回答の閲覧	年　月　日から 年　月　日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
入札書受付期間	年　月　日XX:XXから 年　月　日XX:XXまで	入札書には工事費内訳書（工事費内訳書取扱要領（平成1 6年9月24日定め。）に定めるものをいう。以下同じ。）を添付すること。工事費内訳書取扱要領の規定に違反した入札は無効となります。
開札日時	年　月　日XX:XX	○○土木事務所（入札室）
低入札調査書類の提出期限	年　月　日XX:XXまで	○○土木事務所に持参すること。
入札結果の公表(※3)	年　月　日から 年　月　日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示

（※1）　宮崎県公共事業情報サービスアドレス
（https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/index.html）

（※2）　発注機関における閲覧・貸出は、県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（※3）「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているので、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5　その他の事項

条件付一般競争入札公告共通事項書（建設工事）に示すとおりとする。

一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加し、その者が落札候補者となった場合は、当該複数の者のした入札は入札参加資格確認時等において無効とする。（一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札公告共通事項書（建設工事）2を参照のこと。）

落札者は、建設業法（昭和 24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から契約を締結するまでに、発注機関に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて通知すること。

本工事は労務費ダンピング調査の対象工事である。工事費内訳書に記載した直接工事費が一定水準を下回る場合、工事費内訳書取扱要領に基づいて理由書の提出を求める。提出期限日までに理由書の提出がない場合又は理由書の確認のために発注機関が行う指示に従わない場合は、当該者のした入札を無効とす

【参考】

別添2（第10関係）

入 札 公 告

下記のとおり建設関連業務に係る条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第１６７条の６の規定により公告する。

年　月　日

（発注機関の長）

記

１　競争入札に付する事項

(1) 業　務　名

(2) 業 務 場 所

(3) 期　　間

(4) 業 務 概 要

(5) 予 定 価 格　　落札者決定後公表

（予定価格に110分の100を乗じて得た価格）　（ 落札者決定後公表 ）

(6) 適 用 制 度　最低制限価格制度 又は 低入札価格調査制度 を記載

２　競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本業務に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第369号）に基づく（元号）〇〇・〇〇年度の下記の建設関連業務の種類における登録部門に係る入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を満たしていること。

建設関連業務の種類		登録部門	
事業所の所在地に関する事項	業務種類別に条件を設定		
業務実績に関する事項			
配置技術者に関する事項			
その他の事項	条件付一般競争入札公告共通事項書（業務委託）2に示す事項		

3　契約条項を示す場所及び期間

閲 覧 場 所 ： ○○土木事務所（○○市○○町○番○号）

閲 覧 期 間 ：　　年　月　日から　　年　月　日まで

（ただし、宮崎県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日（以下「県の休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。）

4　入札日程等に関する事項

入札手続等	期間・期日等	場所・留意事項等
その他資料閲覧及び貸出	年　月　日から 年　月　日まで	宮崎県公共事業情報サービス(※1)で閲覧・ダウンロード可 ○○土木事務所で閲覧・貸出(※2)
質問の受付	年　月　日から 年　月　日XX:XXまで	○○土木事務所へ宮崎県電子申請システムで行うこと。入札書受付開始日の前日の正午までに回答がない場合は、同日の午後3時までに、必ず、電話にて確認をしてください。 （○○土木事務所入札質問受付フォーム） *※URLを記載*
回答の閲覧	年　月　日から 年　月　日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示
入札書受付期間	年　月　日XX:XXから 年　月　日XX:XXまで	
開札日時	年　月　日XX:XX	○○土木事務所（入札室）
入札結果の公表(※3)	年　月　日から 年　月　日まで	宮崎県公共事業情報サービスに掲示

（※1）　宮崎県公共事業情報サービスアドレス
（https://www.e-nyusatsu-portal.pref.miyazaki.lg.jp/main/index.html）

（※2）　発注機関における閲覧・貸出は、県の休日を定める条例（平成元年宮崎県条例第22号）第2条に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

（※3）「入札結果の公表」の開始日については、落札候補者の審査が順調に行われた場合の見込みを記載しているので、審査の状況によっては公表の開始が遅れることがある。

5　その他の事項

条件付一般競争入札公告共通事項書（業務委託）に示すとおりとする。

一定の資本関係又は人的関係を有する複数の者が本入札に参加し、その者が落札候補者となった場合は、当該複数の者のした入札は入札参加資格確認時等において無効とする。（一定の資本関係又は人的関係の詳細については、条件付一般競争入札公告共通事項書（業務委託）2を参照のこと。）